西長沢浄水場排水処理施設整備事業

モニタリング基本計画書（案）

令和８年１０月

神奈川県内広域水道企業団

目次

第１章　総論 …… 1
1　モニタリング基本計画書の位置づけ …… 1
2　モニタリング実施計画書 …… 1
3　モニタリングの方法 …… 1
4　モニタリングの対象業務 …… 1
5　モニタリングの体制 …… 2
6　モニタリングの実施 …… 2
7　モニタリングの費用負担 …… 2
8　モニタリングの内容 …… 2
9　契約内容未達成の場合の措置 …… 4

第２章　事前調査・設計業務のモニタリング…… 5
1　概要 …… 5
2　書面による確認 …… 5
3　対面による確認 …… 5
4　事前調査・設計業務の改善要求 …… 5

第３章　建設工事業務のモニタリング …… 8
1　概要 …… 8
2　書面による確認 …… 8
3　対面による確認 …… 8
4　建設工事業務の改善要求 …… 8

第４章　運転維持管理業務のモニタリング …… １０
1　概要 …… １０
2　書面による確認 …… １０
3　対面による確認 …… １０
4　運転維持管理業務の改善要求 …… １０

第１章　総論

１　モニタリング基本計画書の位置づけ

本モニタリング基本計画書は、西長沢浄水場排水処理施設整備事業（以下、「本事業」という。）において、要求水準への適合状況、事業者提案の実施状況等を確認し、サービス品質の維持や事業継続を確実に担保できるように企業団が事業者に対して行うモニタリングの基本的な考え方や内容を示すものである。

２　モニタリング実施計画書

モニタリングの項目は、事業者の提案により異なる場合がある。そのため、モニタリング実施計画書は、基本契約の締結後に、事前調査・設計業務、建設工事業務、運転維持管理業務について、次の項目を含め事業者が作成し、企業団と協議を行い、承諾を得ること。

（１）モニタリング項目

各業務における要求水準、提案内容等をまとめたもので、履行状況を確認するために整理した項目等

（２）モニタリングの時期と方法

モニタリング項目の記録、評価、報告などの時期及び方法

（３）モニタリングの実施内容

事業者のセルフモニタリング及び企業団が行うモニタリング※

※事業者が作成するモニタリング実施計画書を踏まえ、企業団においてもモニタリング体制を検討し、モニタリング実施計画書に統合・反映する。

（４）モニタリング様式

記録、評価及び報告等に関する様式

（５）その他モニタリングに必要な事項

３　モニタリングの方法

モニタリングは、基本的に事業者が日ごろから実施するセルフモニタリングの結果を受けて、企業団が事業者に対して実施するものであり、その結果を反映したモニタリング評価書を企業団が作成する。

なお、セルフモニタリングとは、事業者が実施する事前調査・設計業務、建設工事業務、運転維持管理業務が要求水準及び提案内容を満足しているか確認する行為であり、チェックリスト等を活用し事業者が自ら実施するものである。

４　モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、次の各段階の業務とする。

（１）事前調査・設計業務

（２）建設工事業務

（３）運転維持管理業務

5　モニタリングの体制

モニタリングは、事業者によるセルフモニタリングと企業団によるモニタリングで構成される。

（１）事業者によるセルフモニタリング

事業者は自ら作成したモニタリング実施計画書に基づき、事前調査・設計業務、建設工事業務及び運転維持管理業務が要求水準、事業者提案を遵守しているのかモニタリングを行う。

（２）企業団によるモニタリング

企業団によるモニタリングは、事業者によるセルフモニタリングの結果を踏まえ、事業者から提出された書類を用いて、書面又は対面での報告に基づきモニタリングを行い、評価書を作成する。企業団が必要と判断した場合は、現場確認を行う場合がある。

6　モニタリングの実施

セルフモニタリングに係る作業は、事業者の責任で実施する。モニタリングに係る作業及びモニタリング評価書の作成は、企業団の責任で実施する。

7　モニタリングの費用負担

セルフモニタリングに係る費用は、事業者が負担する。

8　モニタリングの内容

（１）事業着手後速やかに実施する内容

ア　事業者が実施する内容

（ア）事前調査・設計業務、建設工事業務

事業着手後速やかに総合設計施工計画書及び業務開始に必要な書類を作成し、提出する。

（イ）運転維持管理業務

事業着手後速やかに業務計画書（総合運転維持管理業務計画書ならびに事業初年度の年度別運転維持管理業務計画書）を作成し、提出する。

（ウ）共通

各計画書には、要求水準書及び提案書で示した内容を実施するための方法等を含める。

イ　企業団が実施する内容

（ア）事前調査・設計業務、建設工事業務

総合設計施工計画書の内容・様式を確認し、事業者と協議のうえ、承諾する。

（イ）運転維持管理業務

総合運転維持管理業務計画書の内容・様式を確認し、事業者と協議のうえ、承諾する。

（ウ）共通

その他、業務開始時やモニタリングに必要となる書類を確認する。

（２）モニタリング業務の分担

セルフモニタリング、定期モニタリング、随時モニタリングについて、事業者及び企業団が実施する内容は、下表のとおりとする。

項目	事業者	企業団
① セルフモニタリング	・事業の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果を記録する。 ・その記録は企業団の要請があれば随時提出できるように保管する。 ・施設の運転維持管理業務に大きな影響を及ぼすと想定される事象が生じた場合は、直ちに企業団に報告する。	・事業者に対して、必要に応じて業務報告書の提出を求める。
② 定期モニタリング	・セルフモニタリング及びその他の報告事項を取りまとめて、月及び年度単位で業務報告書の様式にて、モニタリング実施計画書で定める日までに企業団へ提出する。	・業務報告書の内容、セルフモニタリングの結果等を確認し、業務履行状況の評価を行う。 ・企業団が必要と認めた場合に、本施設の巡回、業務の履行状況を確認し、事業者に説明を求め、立会確認などを行う。
③ 随時モニタリング	・企業団から説明や立会確認などを求められた場合は、これらの対応を行う。	・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、本施設の巡回、業務の履行状況を確認し、事業者に説明を求め、立会確認などを行う。 ・企業団が事業者に改善要求などを行った場合は、改善措置が行われたことを双方で確認する。

9　契約内容未達成の場合の措置

企業団は、事前調査・設計業務、建設工事業務、運転維持管理業務において実施されたモニタリングの結果、事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合や要求水準書及び提案内容が達成されていないことが確認された場合は、事業者に対して改善や修正を要求または指示し、本事業における責任者（業務責任者等）の変更、違約金の請求、契約解除の措置を行うことができる。

また、故意による企業団への信用失墜行為として、企業団の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告（運転維持管理結果の虚偽報告など）や本事業の運営に重大な影響を与える法令違反（廃棄物の不法投棄、騒音、振動など）が認められた場合も、企業団は契約を解除することができる。

なお、違約金の請求については、西長沢浄水場排水処理施設整備事業建設工事請負契約書及び運転維持管理業務委託契約書に基づくものとする。

第２章　事前調査・設計業務のモニタリング

１　概要

事前調査・設計業務におけるモニタリングは、要求水準等の履行の確保を図るため、事前調査・設計業務が適切に実施されているか確認する。

事業者は、事前調査・設計業務の履行について、業務の履行に伴い提出する書類や実際の業務状況を基に、要求水準書等の内容を満たしているかセルフモニタリングを行い、企業団に書面で報告する。

企業団は、事業者が実施したセルフモニタリング報告書の内容に基づき、要求水準等の達成状況を確認する。

また、事業者は事前調査・設計業務の進捗状況について、企業団へ定期的に報告し、企業団はその結果を確認する。

２　書面による確認

企業団は、事業者から提出された書類を確認し、モニタリングを行う。提出書類及び役割分担例を参考資料１に示す。

提出書類はそれぞれの提出時期までに企業団へ提出して確認を受ける。

３　対面による確認

企業団または事業者が必要と認める場合は、会議・調整を適宜開催し、業務履行状況、設計図書などの作成状況、問題点・課題等を確認して対応方針を双方で協議する。

４　事前調査・設計業務の改善要求

企業団は、モニタリングの結果、事業者が行う事前調査・設計業務において、要求水準及び提案内容などが未達成の場合、設計図書等の改善や修正を要求または指示することができる。

また、場合によっては企業団から事業者に対して工事成績評定点の減点、違約金の請求ができる。

事業者は、これらの要求または指示に基づき、必要に応じて企業団と協議を行い、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずる。

参考資料１

■設計業務モニタリング（分担例）

業務項目		細目		内容	役割分担		時期	備考
					企業団	事業者		
モニタリング準備		モニタリング基本計画書(案)		モニタリング基本計画（概要）の提示	作成	確認	入札公告時	
		モニタリング実施計画書		モニタリング実施計画の作成	承諾	作成	事業開始時	
セルフモニタリング		セルフモニタリング報告書		要求水準、提案書等に対する対応状況	確認	作成・管理	随時	
モニタリング		モニタリング評価書		要求水準、提案書等に対する対応状況	作成	確認	随時	
		モニタリング会議 （報告書・ヒアリング）		モニタリング内容に関する協議	実施	実施	随時	頻度は協議による （１回/年以上）
契約		業務着手	着手届	着手届 工程表 技術者等の経歴書 技術者資格証（写）	承諾	作成	契約後7日以内	着手届は工事と共通
		内訳明細表			合意	作成・合意	契約後	設計業務に対する支払いを求める場合
		事業者への通知		監督員通知	作成・通知	受領	契約後	
		総合設計施工計画書		設計工事全体の計画（体制、工程など）	承諾	作成	設計施工前	
工程管理		履行状況確認		履行状況報告	確認	作成	毎月	
				工程の進捗管理	確認	作成・管理	毎月	
計画		工種別設計施工計画書		設計業務に関する業務計画	確認	作成	業務着手前	
調査		調査計画書		各種調査に係る計画	確認	作成	実施前	
		調査報告書		各種調査に係る報告	確認	作成	実施後	
設計	設計業務	協議録		設計内容の質疑、提案等の確認	確認	作成	随時	
	設計変更	設計変更資料			確認	作成	随時	設計業務に対する支払いを求める場合
		変更設計協議書			作成・協議	協議	随時	
		設計変更通知書			作成	確認	協議後	
	完成	出来形検査届			承諾	作成	完成時	設計業務に対する支払いを求める場合
		成果品		成果品の確認	確認	作成	検査前	
		出来高精算資料		出来高の確認	確認	作成	出来高清算時	
		引渡書			確認	作成	検査後	
		テクリス		完成時登録	確認	登録	完成後10日以内	
	各種申請等	許認可等に係る申請		企業団が申請するもの	確認・申請	作成 （協議含む）	随時	行政書士法に基づいて対応
				事業者が申請するもの ※企業団名義で申請するものも含む	確認・（委任）	作成・申請 （協議含む）	随時	
完了検査		検査受検		書類	検査	受検	届け後14日以内	設計業務に対する支払いを求める場合
		結果通知		通知	作成・通知	確認	検査後	
内部調整		企業団内外部での調整等		議会対応・統括電気主任技術者との協議など	実施	支援 （必要に応じ）	必要に応じて	

※その他、契約書や計画調査委託共通仕様書等に記載されている必要書類（内容変更時含む）については、双方で協議し取扱いについて決定

◆備考

「確認」：監督員、検査員又は請負人が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること

「承諾」：発注者若しくは監督員または請負人が書面により同意すること

第３章　建設工事業務のモニタリング

１　概要

建設工事業務におけるモニタリングは、要求水準等の履行の確保を図るため、建設工事業務が適切に実施されているか確認する。

事業者は、建設工事業務の履行について、業務の履行に伴い提出する書類や実際の業務状況を基に、要求水準等など内容を満たしているかセルフモニタリングを行い、企業団に書面で報告する。

企業団は、事業者が実施したセルフモニタリング報告書の内容に基づき、要求水準等の達成状況を確認する。

また、事業者は工事の進捗状況、今後の工程等について、企業団へ定期的に報告し、企業団はその結果を確認する。

２　書面による確認

企業団は、事業者から提出された工事書類等を確認し、モニタリングを行う。提出書類例及び役割分担例を参考資料２に示す。

提出書類はそれぞれの提出時期までに企業団へ提出して確認を受ける。

３　対面による確認

企業団または事業者が必要と認める場合は、会議・調整を適宜開催し、工事実施状況、工程、問題点・課題等を確認して対応方針を双方で協議する。

４　建設工事業務の改善要求

企業団は、モニタリングの結果、事業者が行う建設工事業務において、設計図書どおりの工事が実施されていない場合や要求水準及び事業者提案などが未達成の場合、工事の改善や手直しを要求または指示することができる。

また、場合によっては企業団から事業者に対して工事成績評定点の減点、違約金の請求ができる。

事業者は、これらの要求または指示に基づき、必要に応じて企業団と協議を行い、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずる。

参考資料２

■施工（工事）モニタリング（分担例）

業務項目		細目		内容	役割分担		時期	備考
					企業団	事業者		
モニタリング準備		モニタリング基本計画書(案)		モニタリング基本計画（概要）の提示	作成	確認	入札公告時	
		モニタリング実施計画書		モニタリング実施計画の作成	確認・承諾	作成	事業開始時	
セルフモニタリング		セルフモニタリング報告書		要求水準、提案書等に対する対応状況	確認	作成	随時	
モニタリング		モニタリング評価書		要求水準、提案書等に対する対応状況	作成	確認	随時	
		モニタリング会議 （報告書・ヒアリング）		モニタリング内容に関して	実施	実施	随時	頻度は協議による （１回/年以上）
協議		協議録		工事に関する質疑、提案等の確認	確認	作成	随時	
契約		工事着手	工事着手届、現場代理人等通知書	工事着手届（現場代理人等通知含む） 工事工程表 建設業法による現場代理人及び主任技術者等の経歴書 技術者資格証（写） 工事費内訳明細書	承諾	作成	契約後7日以内	
		内訳明細表			合意	作成・合意	契約後	
		コリンズ		受注時登録	確認	作成	契約後10日以内	
		事業者への通知		監督員通知	作成・通知	受領	契約後	
		建設リサイクル		説明書	確認	作成・説明	契約前	
		各種保険等の加入届出書		保険契約通知書、建退共加入	確認	作成	契約後	
		総合設計施工計画書		設計工事全体の計画（体制、工程など）	承諾	作成	設計施工前	
各種申請		許認可等に係る申請		企業団が申請するもの	確認・申請	手続・作成	随時	行政書士法に基づいて対応
		許認可等に係る申請		事業者が申請するもの ※企業団名義で申請するものも含む	確認・（委任）	手続・申請 報告	随時	
準備	施工前	工種別施工計画書		施工計画（共通仕様書に準ずる）	確認	作成	各工種施工前	
				機器、材料（機器仕様書、使用材料など）			製作、発注前	
				施工（施工図、施工要領書など）			施工前	
		施工体制		施工体制台帳（写） （施工体系図、下請通知書、下請契約書写等）	確認	作成	施工前	
		検便結果報告書		衛生管理	確認・保管	実施・作成		
	住民広報	事前説明等		自治会長等への事前説明 説明会の各種調整（日程、会場等） お知らせ表の作成	確認・実施	作成・実施	必要に応じて	
		周辺住民説明		説明会資料の作成 説明会の実施	開催	同席・説明	必要に応じて	
		工事お知らせ回覧等		工事広報板 路上工事看板	確認	作成	必要に応じて	
工事	施工	埋設物調査表		埋設物調査、チェックリスト作成など	確認・立会	作成・調査	掘削作業前	
		段階確認検査		立会確認	立会・確認	要請	随時	
		工程表		全体、月間及び３週工程	確認	作成・管理	随時	
		日報等		施工管理	確認	作成	随時	
		工事安全パトロール			実施	立会・協力	随時	
		安全衛生協議会議事録等		安全管理	確認	作成	随時	
		品質管理記録		品質管理（試験、試運転含む）	確認・承諾	作成	試験後	
		出来形管理資料		竣工図書、数量計算書等	確認・承諾	作成	出来形検査時	
		建設副産物等		マニフェスト等	確認	作成	完成時	
	渉外	対外折衝		協議調整結果	確認・承諾	作成	随時	
		苦情処理		住民、通行者等からの苦情処理状況	確認・承諾	報告	随時	
		事故	報告書	事故発生報告等	確認	作成	随時	
			事故原因・改善	事業者への聞き取り調査、現場調査、各種検討等に基づく見解書の作成	確認	作成	随時	
	設計変更	設計変更資料			確認	作成	随時	
		変更設計協議書			作成・協議	協議	随時	
		設計変更通知			作成	確認	協議後	
	出来高精算	出来形検査申請書		工場立会検査による出来高も含む	承諾	作成	随時	
		竣工図書等		竣工図書、工事状況写真等	確認	作成	検査前	
		出来高精算資料			確認	作成	出来高清算時	
		物価スライドへの対応		適用・基準日等	作成・確認・承諾	作成・確認・承諾	必要に応じて	
	完成	完成届			承諾	作成	完成時	
		竣工図書等		竣工図書、工事状況写真等	確認	作成	検査前	
		出来高精算資料			確認	作成	出来高清算時	
		引渡書		工事成果物の引渡	確認	作成	検査後	
		建設リサイクル		再資源化報告	確認	作成	工事完了時	
		コリンズ		完成時登録	確認	作成	完成後10日以内	
検査		検査受検		現場、書類	検査	受検	届け後14日以内	
		結果通知		通知	作成・通知	確認	検査後	
その他検査		企業団が受検主体となる検査		水道施設検査、その他検査	受検	作成・支援	必要に応じて	
		事業者が受検主体となる検査		自家用電気工作物使用前自主検査、その他検査	検査	作成・受検	必要に応じて	
内部調整		企業団内外部での調整等		議会対応・統括電気主任技術者との協議等	実施	支援 （必要に応じ）	必要に応じて	

※その他、契約書や工事等共通仕様書等に記載されている必要書類（内容変更時含む）については、双方で協議し取扱いについて決定

◆備考

「確認」：監督員、検査員又は請負人が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること

「承諾」：発注者若しくは監督員または請負人が書面により同意すること

第４章　運転維持管理業務のモニタリング

１　概要

運転維持管理業務におけるモニタリングは、要求水準等の履行確保を図るため、運転維持管理業務が適切に実施されているか確認する。

事業者は、運転維持管理業務の履行について、業務の履行に伴い提出する書類や実際の業務状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかセルフモニタリングを行い、企業団に書面で報告する。

企業団は、事業者が実施したセルフモニタリング報告書の内容に基づき、要求水準等の達成状況を確認する。

また、企業団が必要と認めた場合は、履行状況の確認のため、現地確認を行う。

２　書面による確認

企業団は、事業者から提出された運転維持管理業務の書類等を確認し、モニタリングを行う。提出書類例及び役割分担例を参考資料３に示す。

提出書類はそれぞれの提出時期までに企業団へ提出して確認を受ける。

３　対面による確認

企業団又は事業者が必要と認める場合は、会議・調整を適宜開催し、業務履行状況、危機管理対応、課題等を確認して対応方針を双方で協議する。

４　運転維持管理業務の改善要求

企業団は、モニタリングの結果、事業者が行う運転維持管理業務において、要求水準及び提案内容などが未達成の場合、業務改善や不適事項への対処を要求または指示し、是正が認められない場合は、事業者に対して業務責任者などの変更、違約金の請求または契約解除などの措置を行うことができる。

事業者は、これらの要求または指示に基づき、必要に応じて企業団と協議を行い、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずる。

参考資料３

■運転・維持管理業務モニタリング（分担例）

業務項目		細目	内容	役割分担		時期	備考
				企業団	事業者		
モニタリング準備		モニタリング基本計画書(案)	モニタリング基本計画（概要）の提示	作成	確認	入札公告	
		モニタリング実施計画書	モニタリング実施計画の作成	承諾	作成	事業開始前（引継期間除く）	
			モニタリング実施計画の改訂	承諾	更新	適時	
契約		業務責任者届	業務着手・業務責任者選任	承諾	作成	契約後	
		内訳明細表		合意	作成・合意		
各種業務計画等		総合運転維持管理業務計画書	「排水処理施設緊急時対応要領」含	承諾	作成	運転維持管理開始前	
		年度別運転維持管理業務計画書	工程表、体制、主要業務従事者一覧（資格等含む）	承諾	作成	当該年度運転維持管理開始前	
		次年度月別予算水量	前年度11月頃に予算水量 （月別・日平均・日最大）	作成	確認		
		5年月別計画水量（参考）	次5年間の月別計画水量	作成	確認	前年度中	
		浄水処理に関する運転作業予定	直近（週間等）の浄水処理運転計画に関する情報共有	作成	確認		
		各種マニュアル		確認（必要時）	作成	「排水処理施設運転要領」、 「排水処理施設維持管理要領」他	
		作業票（修繕・点検）	浄水処理ならびに公衆に影響のあるもの	承諾	作成	要領書を添付し提出	
			浄水処理ならびに公衆に影響・制約のないもの	―	作成	要領書を作成（提出不要）	
業務履行確認	運転管理報告	業務報告書（速報）	貯留率報告・異常状況・翌日予定	確認	作成	毎運転日16時30分まで	
		業務報告書（日報）	実施結果・ピコプランクトン状況（計測数・対応）	確認	作成	翌日12時まで	業務報告書（速報）の内容も含む
		業務報告書（月報）	実施状況	確認	作成	翌月10日まで	
		業務報告書（年報）	実施状況	確認	作成	翌年4月中まで	
		故障・異常発生報告書	事故内容等	確認	作成	確認後速やかに速報	
	維持管理報告	各修繕報告書	修繕実施報告	確認	作成	作業終了後、１か月以内に提出	
		各点検報告書（日常点検）	点検実施報告	―	作成	事業者保管	
		各点検報告書（月次点検）	点検実施報告	確認	作成	作業終了後、１か月以内に提出	
		各点検報告書（年次点検）	点検実施報告	確認	作成	作業終了後、１か月以内に提出	
		各点検報告書（精密点検）	点検実施報告	確認	作成	作業終了後、１か月以内に提出	
		計画外修繕対応確認書	計画外修繕の対応方針伺い （金額見積提示含む）	確認	作成	適時	
		計画外修繕対応回答書	計画外修繕範囲の対応方針回答	作成	確認	確認書受領後速やかに	
	脱水土	マニフェスト	脱水土等処分	確認（必要時）	作成	適時	電子も可
		脱水土運搬処分関連書類	搬出量・含水率	確認	作成	月報に記載	必要に応じ企業団がクロスチェック
	行政報告	下水道・環境・消防関係行政報告		承諾	作成	適時	行政書士法に基づいて対応
		下水道・環境・消防関係行政報告	代理提出（必要に応じ委任状作成）	提出完了確認	提出	適時	行政書士法に基づいて対応
	モニタリング	セルフモニタリング報告書	要求水準、提案等に対する対応状況	確認	作成	業者提案頻度（実質1Q毎）	
		・ユーティリティ報告書	使用量の見える化・要因分析	確認	作成	モニタリング報告書	使用量は月報に記載
		・水量・濁度事業条件確認書	8日移動平均・水量（追加支払判定用）	確認	作成	モニタリング報告書	月初に企業団より前月帳票データ提供
		モニタリング評価書（四半期）	モニタリング評価	作成	確認		
		モニタリング評価書（年次）	モニタリング評価	作成	確認		
完了検査・請求		検査	委託業務完了届と業務報告書（3か月分） ※第4Qは業務報告書（年報）も必要	検査（担当者）	受検	1Q毎	
		委託業務完了届	履行状況を確認し支払	承諾	作成	1Q毎	
		請求書				委託業務完了届決裁後	
定例会議		定例報告会（モニタリング）	モニタリング結果の報告	実施	実施	必要に応じ	必要に応じて頻度は協議して決定 （当初は4半期、必要に応じて半年等）
		運用調整会議	運用調整内容の共有・報告	実施	実施	モニタリング基本計画書(案)	
現地確認		現地確認・成果物確認	単独または合同による確認	立会 （必要に応じ）	立会 （必要に応じ）	随時	
その他検査		立入検査	立入検査の受検及び事前準備	受検	支援 （必要に応じ）	随時	
改善提案		改善提案	改善に関する提案	検討	作成	随時	
内部調整		議会対応・企業団内部での調整等		実施	支援 （必要に応じ）	随時	
引き渡し		事業引き渡し計画書		承諾	作成	事業終了1年前	
		事業引き渡し報告書		承諾	作成	事業最終年度の定める期限	

※その他、契約書や要求水準書等に記載されている必要書類（内容変更時含む）については、双方で協議し取扱いについて決定

◆備考

「確認」：監督員、検査員又は請負人が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること

「承諾」：発注者若しくは監督員または請負人が書面により同意すること